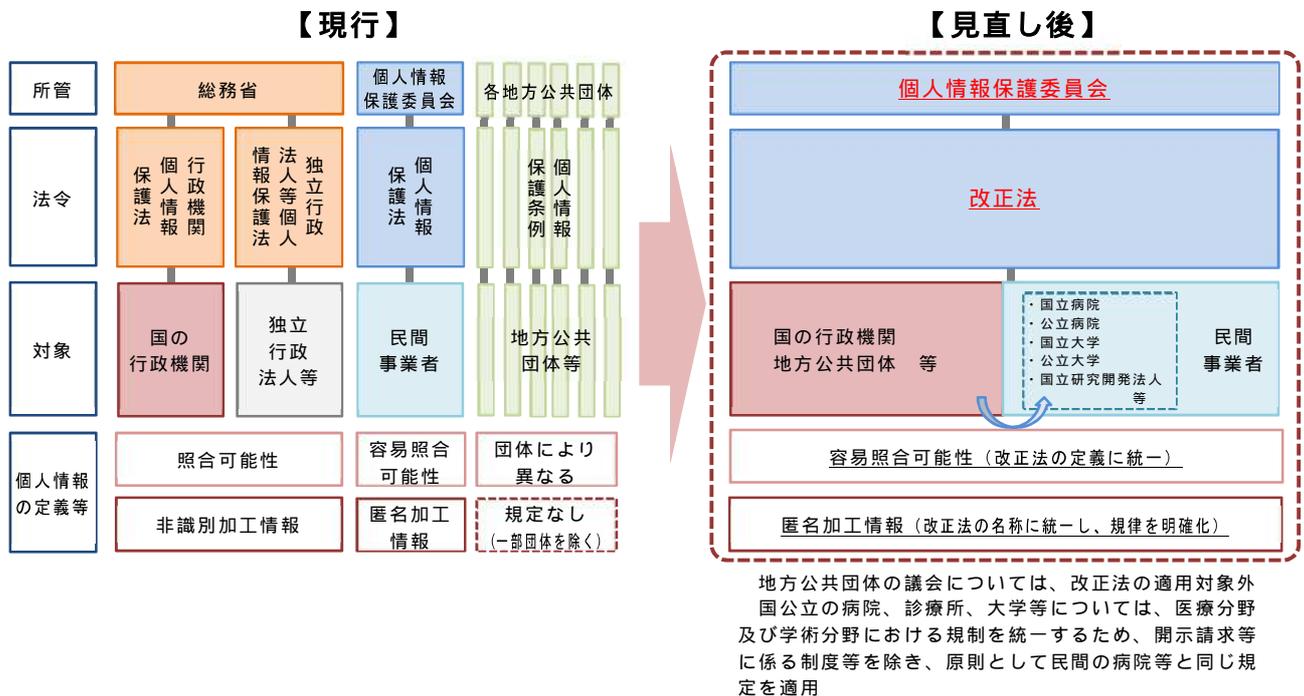


個人情報保護制度の見直しに伴う本市の対応について

個人情報の保護とデータ流通の両立を図るため、令和3年5月に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)により改正された個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「改正法」という。)が、令和5年4月から官民を通じて適用され、個人情報保護制度が統一されることになりました。

これを受け、相模原市個人情報保護条例(平成16年相模原市条例第23号。以下「市条例」という。)の改正をはじめ、本市における個人情報保護制度の実施に必要な事項について整備するものです。



1 本市の対応

(1) 市条例における主な対応

市条例を改正し、改正法の施行に必要な事項等を規定します。主な内容は次のとおりです。

ア 保有個人情報の開示請求

(ア) 手数料等

従来どおり手数料は無料とし、保有個人情報が記録されている文書等の写しを交付する場合はその実費を徴収します。

(イ) 開示決定等の期限

従来どおり開示請求があった日から14日以内とし、事務処理上の困難等があるときに当該期間を延長できる日数について、46日以内としている期間を30日以内とします。

イ 不開示情報の追加

相模原市情報公開条例(平成12年相模原市条例第39号)に規定する非公開情報と同様の情報を市条例における不開示情報として追加します。

ウ 保有個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表

従来どおり保有個人情報を取り扱う事務について保有個人情報取扱事務登録簿を作成し、公表することとします。

エ 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約に係る手数料

行政機関等匿名加工情報をその事業の用に供するための契約に係る手数料は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とします。なお、一度作成した行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料も同額となります。

(ア) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間ごとに3,950円

(イ) 地方公共団体の機関が行政機関等匿名加工情報の作成を委託した場合における当該作成の委託を受けた者に対して支払う額

行政機関等匿名加工情報を利用する事業の変更に係る手数料は、12,600円とします。

(2) 相模原市情報公開条例における主な対応

ア 公文書の定義

会議録作成のために録音した音声記録等の一時的に作成した電磁的記録について、見直し後の個人情報保護制度との整合を図り、組織的に用いているかなどの実態に応じて公文書か否かを判断することとします。

イ 非公開情報の追加

非公開情報について、行政機関等匿名加工情報又は行政機関等匿名加工情報の作成において保有個人情報から削除した記述等若しくは個人識別符号(以下「行政機関等匿名加工情報作成情報」という。)を追加します。

(3) 相模原市公文書管理条例(平成25年相模原市条例第46号)における主な対応

ア 公文書の定義

(2)アと同様とします。

イ 歴史的公文書に係る利用をさせない場合の追加

歴史的公文書に係る利用をさせない場合について、行政機関等匿名加工情報又は行政機関等匿名加工情報作成情報が記録された歴史的公文書の利用請求があった場合を追加します。

(4) 附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)等における主な対応

ア 相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会の委員の人数等の整理

改正法の施行により、相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議

会の役割が変更となるため、委員の人数等を整理します。

イ 相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会の位置付け

個人情報保護制度の見直しに合わせて相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審査会の位置付けを見直し、附属機関の設置に関する条例、相模原市情報公開条例及び相模原市公文書管理条例における同審査会に係る規定を整理し、設置根拠として従来どおりの役割を担う審査会に係る条例を制定します。

2 今後のスケジュール

令和4年	9月15日から	パブリックコメント(意見募集)の実施
	10月17日まで	
	11月	市議会12月定例会議に条例案を提出
	12月	条例の公布
令和5年	4月	条例の施行